

建物状況調査の委託契約における重要事項説明書

建物状況調査（以下 本調査という）は、その調査範囲を既存住宅売買瑕疵保険における現場検査と同一のものとする事で、本調査に劣化事象がなく且つ、耐震性を有する書類が確認された場合、既存住宅瑕疵保険の加入手続きが可能となる制度です。そのため、**本調査において劣化事象がないとされた購入物件において瑕疵が発見された場合に金銭的な賠償を受けるためには既存住宅売買瑕疵保険の加入手続きが別途必要になります。**

また、本調査結果における注意事項は以下の通りです。

本調査結果における注意事項

- ・本調査結果は瑕疵の有無を判定するものではなく、瑕疵がないことを保証するものではありません。
- ・本調査結果の記載内容について、調査時点からの時間経過による変化がないことを保証するものではありません。
- ・住宅には、経年により劣化が生じます。本調査結果の判定をもって、住宅の経年による通常の劣化が一切ないことを保証するものではありません。
- ・本調査結果は建築基準関係法令等への適合性を判定するものではありません。
- ・本調査結果は、既存住宅瑕疵担保責任保険に加入したことを証するものではありません。既存住宅瑕疵担保責任保険の加入にあたっては、別途手続きが必要です。
- ・本調査において「調査できない」ものとして取扱った調査部位がある場合には、本調査結果において「劣化事象なし」とされ、且つ耐震性に関する書類の確認が「適合」となった場合においても、既存住宅瑕疵保険の加入ができない場合があります。

上記の説明を適切に受け、建物状況調査における重要事項説明を確認しました。

令和 年 月 日

(調査依頼主)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(調査事業者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印